

高知県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

平成30年11月発行 第6号

働き方のルールが変わると聞きました。 何がどう変わるのですか？

- 2019年4月1日以降、「働き方のルール」が順次変わります。
- 変更になるルールの主な内容は、次のとおりです。



時間外労働の 上限規制

- ・時間外労働の上限を月45時間、年360時間に設定
- ・特別な事情がある場合は、年720時間、単月100時間未満、複数月(2~6か月平均)で80時間が上限(月45時間を超える回数は年6回)
-
- ・2019年4月1日から適用。ただし、中小企業規模の医療機関への適用は2020年4月1日。医師の規制の具体的なあり方等は今後検討され2024年4月1日から適用

年次有給休暇の 確保取得

- ・1年に10日以上有給休暇が付与される労働者に、毎年時季を指定して5日の有給休暇を取得させる
- ・使用者が労働者に取得時季の希望を聴取し取得時季を指定
-
- ・2019年4月1日から適用

雇用形態に関わらない 公正な待遇の確保

- ・同一労働同一賃金(同一企業内の正規雇用と非正規雇用の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、合理的な理由のない待遇差を禁止)
- ・使用者に待遇格差の説明義務
-
- ・2020年4月1日から適用。ただし、中小企業規模の医療機関のパートタイムと有期雇用労働者への適用は2021年4月1日

- その他の変更については、次のサイトをご覧ください。
「働き方改革 ~一億総活躍社会の実現に向けて~」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000335765.pdf>
- 次のサイトも参考にしてください。

働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進のために設けられたウェブサイト。組織の管理者と職員の双方で自己診断できる「働き方・休み方改善指標」、「改善提案機能」、「取組事例」などを掲載

同一労働同一賃金ガイドライン案

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>

同一企業等の正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、待遇差が存在する場合に、それが合理か不合理かを解説

⇩ 勤務環境に関するご相談はこちら ⇩

働き方のルールを含む勤務環境の改善に関する無料相談を受け付けています。ご相談には、「人事・労務」に関しては社会保険労務士が、「医業経営」に関しては、医業経営コンサルタントがおこたえます。お気軽にご連絡ください。



高知県医療勤務環境改善支援センター

(事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構)

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境の
ことならお任せ

